

消費者被害注意報

No. 72

「電話de詐欺」の被害急増中！！

「電話de詐欺」の被害が急増しています。

電話de詐欺とは、電話等の通信手段を用いることで、対面することなく、不特定多数の者から預貯金や現金をだまし取る手口です。代表的なものとして、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金等詐欺があげられます。

被害に遭わないために、以下の2点をチェックしましょう。

- ☑ お金を用意する前に、まずは家族・警察・消費生活センターに相談・確認
- ☑ ATMでは、医療費や保険料等の還付金は受け取れない

こんな手口には要注意！！

- ・携帯電話を落として、電話番号が変わった。
- ・会社のお金が入ったカバンをなくして、現金が必要になった。
- ・迷惑はかけないので、あなたの名義を貸してほしい。



※消費者庁イラスト集より

千葉県警察では「電話de詐欺」の相談を受付けています

千葉県警察

電話de詐欺 相談専用ダイヤル

☎ 0120-494-506

※土日祝日・年末年始を除く 8:30~17:15 に開設。開設時間外は最寄りの警察署にご相談ください。

見守りのポイント

- 家族内で“合言葉”を決めておきましょう。家族を装う不審な電話があっても、事前に合言葉を決めておけば、簡単に本人かどうかを確認することができます。
- 高齢者がATMで画面をタッチしながら、携帯電話を使用している場合、高い確率で詐欺被害に遭っていることが考えられます。このような方を見かけたら、操作を中止させ、警察に通報してください。
- 詐欺被害が疑われる方は平常心を失っていることがあるため、声かけの時は一定の配慮が必要です。冷静さを取り戻せるよう、近隣で同様の詐欺被害があることを話すことも有効です。また、家族への連絡や警察・消費生活センターの活用も考えましょう。

「おやっ？」と思ったら消費生活センターへお電話を

相談専用電話 043-207-3000

<連絡・問い合わせ先> 千葉市消費生活センター 中央区弁天1-25-1

電話 043-207-3602 FAX 043-207-3111